

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 鴛海 豊

## 1 日 時

令和3年6月24日（木） 午後2時00分から  
午後3時56分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

鴛海豊、吉村哲彦、三浦正臣、麻生栄作、原田孝司、小嶋秀行、猿渡久子

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

高橋肇、平岩純子、小川克己

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 岡本天津男、警察本部長 竹迫宜哉 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第70号議案については、可決すべきものと賛成多数をもって決定し、第71号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (3) 警察職員に対する新型コロナワクチンの接種について及び教職員の処分について、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (5) 県外・県内所管事務調査について協議した。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 主任 麻生由香里  
政策調査課調査広報班 主任 麻生ちひろ

# 文教警察委員会次第

日時：令和3年6月24日（木）14：00～

場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 警察本部関係

14：00～14：40

### (1) 県内所管事務調査のまとめ

①交通死亡事故抑止対策について

### (2) 諸般の報告

①警察職員に対する新型コロナワクチンの接種について

### (3) その他

## 3 教育委員会関係

14：40～15：40

### (1) 付託案件の審査

第 70号議案 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

第 71号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

### (2) 県内所管事務調査のまとめ

①運動部活動の地域移行の調査研究について

### (3) 諸般の報告

①教職員の処分について

### (4) その他

## 4 協議事項

15：40～15：50

### (1) 閉会中の継続調査について

### (2) 県外所管事務調査について

### (3) 県内所管事務調査について

### (4) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**鴛海委員長** ただいまから、文教警察委員会を開きます。

今日は、委員外議員として高橋議員、平岩議員、小川議員に出席いただいています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件です。

それでは、警察本部関係の審査に入ります。

初めに、5月11日から6月2日にかけて行った県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明をお願いします。

**竹迫警察本部長** 警察本部長の竹迫です。初めに、一言御挨拶を申し上げます。

鴛海委員長をはじめ委員の皆さまには、5月11日から6月2日までの県内所管事務調査において、警察関係施設7か所8所属を回っていただき、各所属に対して激励をいただいたことにお礼申し上げます。また、委員外議員の皆さまにおかれても、平素から業務の各般にわたり御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日の委員会では、県内所管事務調査のまとめとして、交通死亡事故抑止対策について、また諸般の報告として、警察職員に対する新型コロナワクチンの接種について御説明します。

警察職員に対する新型コロナワクチンの接種に関しては、前回の委員会でもいろいろと御指導いただき、これも一つの後押しになり実現したのもと思っており、深く感謝しています。

それでは、まず、県内所管事務調査のまとめについて交通部長より御説明します。

**三浦交通部長** 交通死亡事故抑止対策について説明します。

お手元の交通死亡事故抑止対策資料を御覧ください。

資料左側は、過去5年間における交通事故死

者の状況についてです。県下では、過去5年間に交通事故によって209人が亡くなっており、資料左側の1(1)の帯グラフで示しており、当事者種別では歩行者が88人で全体の約4割を占め最も多く、続いて、四輪車、二輪車、自転車の順となっています。

交通死亡事故が発生した際には、車のドライバーが加害者としてその責任が注目されがちですが、その一方で、交通事故によって亡くなった歩行者や自転車の利用者にも何らかの法令違反が認められる場合が多く存在しています。

円グラフは、歩行者と自転車の法令違反等の状況を示しています。歩行者は走行車両の直前横断をはじめとする法令違反が88人中58人で全体の約7割、自転車では安全運転義務違反をはじめとする法令違反が20人中17人で全体の約9割をそれぞれ占めています。

その下の表は、違反の内訳について記載しています。

次に、(2)の帯グラフを御覧ください。過去5年間に発生した交通死亡事故を事故類型別に示したものです。

単独による事故が68人と全体の約3分の1を占めています。単独事故では、運転者自身が座席ベルトをする、安全な速度を守るなど、基本的な交通ルールを遵守していれば死亡事故に至らなかったと考えられるものが大半を占めています。なお、今年に入って、座席ベルト非着用の自過失死亡事故が4件発生していますが、いずれも運転席の生存空間は保たれており、座席ベルトを装着していれば死亡事故に至らなかったものと推測されます。

こうした状況から、県警察では、交通死亡事故を抑止するためには、運転者の皆さんに安全運転を促すことはもちろんのこと、歩行者や自転車利用者を含めた全ての人に、自分自身の安全を確保するための行動を促すことが重要であると考えています。

次に、資料右側の2です。県警察における具

体的な取組です。

まず、運転者に対する取組としては、幹線道路や交通事故多発地域等における速度違反や歩行者妨害、座席ベルト装着義務違反等の交通指導取締り、赤色灯を点灯させた警察車両による警戒走行や駐留警戒、制服警察官による交通監視活動等、運転者に注意力と緊張感を保たせるための各種活動を積極的に展開しています。

なお、依然として、飲酒運転による交通事故は後を絶たないことから、今後も飲酒事故の発生や違反の検挙状況を分析した上で、悪質、危険な飲酒運転者に対する徹底した取締りを実施していきます。

また、県下の主要路線や歩行者事故の発生が懸念される場所には、ソーラー式パト看板や交通機動隊員をモデルにした実物大のパネルを設置するなど、新たな啓発活動にも力を入れています。単独事故の中には、運転者の健康状態に起因すると思料されるものもあったことから、体調不良時には運転を控えることについて交通講話や各種メディア等を通じて広報啓発をしていきます。

歩行者や自転車利用者に対しては、自らが交通事故に遭わない行動を実践させるため、街頭における直接指導、日没前後の反射材着装運動、老人会や学校等における交通安全教育等を行うなど、様々な取組を推進しています。

また、本年4月に大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行され、県、学校等の関係者と自転車安全教育に取り組んでいますが、街頭で見かける自転車通学中の学生の大半がヘルメットを着用しているなど、安全意識の向上が認められます。

さらに、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった歩行者としての基本的な交通ルールの周知に加え、歩行者が自らの安全を守るための交通行動として、手を上げる、手を差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること、交通マナーを守り、スムーズな横

断に努めること等を実践するよう呼びかけています。

県警察では、あらゆる機会を通じて県民の皆さまに交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかけ、交通事故抑止の徹底を図っていきます。

**鴛海委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**吉村副委員長** 1点伺います。

確かにヘルメットの着用も非常によく見かけるようになりました。気になるのが、スマートフォンのイヤホンで音楽を聴いている学生を非常に多く見かけます。朝、声をかけても当然聞こえないので反応がないし、道路では危険かなと思っています。東京では確かイヤホンは禁止されていると思いますが、本県においてはどうかいった状況か伺います。

**三浦交通部長** 大分県道路交通法施行細則に、イヤホンを装着し聞こえないまま運転するのは罰金という罰則があります。

**吉村副委員長** ありがとうございます。

県内でも見かければ声かけをされていると思います。知らない人もいると思うので、加えての声かけをぜひよろしくお願いします。

**小嶋委員** 三浦部長から報告があった交通事故抑止対策には直接結び付かないかもしれませんが、最近、例えばウーバーイーツのような自転車で配達する業態が結構増えてきて、その運転者のスピードが上がっているのと、交通ルールをほとんど守っていない。

反対側を平気で走ったり、歩行者がいるけど突っ切ったりとかいうことが結構あります。早く届けなければならぬ使命があるので、仕方ないかもしれませんが、そういう業界に対する一定の指導も、ぜひ徹底いただきたい。

もう一つは、リヤカーを牽引して貨物を配達する業者がいて、交通ルールを無視して走るのを何度か見ます。普通であれば車道の左側を走らなきゃならぬと思います。でも、まちなかでは堂々と歩道を走っているのもよく見ます。こういう業界に対しても、ぜひ県警としての事前

の対応をお願いしたい。

それから、まだ高校生が交通ルールをしっかり理解していないのが現状としてあるのではないかと。私が毎日通学路に立って見ていると、守っている子もいますが、守らない子もいます。私たちはいろいろ指導できないから言わないが、命を守るため、時間があるときは学校に出向いてもらい、1年生を中心に交通ルールと自転車の通行ルールについて徹底していただくのをお願いしておきます。

**三浦交通部長** まず、ウーバーイーツについて、ほかにもパクパクとかありますが、実は昨年からの話で、交通企画課としてもどうすれば配達員を把握できるのかと、警察庁にも尋ねて情報を取ろうとしました。しかし、その配達員は、インターネットですぐ登録して、すぐ退会できる形らしく、県警での把握は非常に難しいと。

県内でどのぐらいの方がウーバーイーツに登録しているかも、日によって違うということで、委員が言われるとおり、荒い運転をする者もいると。そういう中で、去年から直接指導を展開しています。ちなみに、今、交通指導課が直接指導して、イエローカードではないですが、危ないぞということで、それが年間2千件ぐらいあります。

リヤカーに関しても、自転車はそういうことは違反になるので、直接指導し、人海戦術でやっています。

大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例ができたこともあり、自転車は歩道を走ったらいけない。ただし、標識があるところは走っていいと、そういう基本的なルールを生徒たちに徹底するよう、教育庁と一緒にやっついこうと思います。

**猿渡委員** 交通死亡事故の関係ではないですが、所管事務調査の関係でいいですか。

**鴛海委員長** どうぞ。

**猿渡委員** 所管事務調査でも大変お世話になりました。あちこちでいろいろ勉強させていただきました。独自のいろんな取組、工夫をされていて大変勉強になりました。

日田警察署に行ったとき、報道でもありまし

たが、機動隊の訓練を受けたメンバーで部隊を結成し、大規模災害の対応などに取り組むということでした。何か必要なことはないかと聞いたら、署長が遠慮がちに、装備だと言いました。どんな装備が必要かと聞いたら、悪路でも行ける車両があるとありがたいと。モトクロスバイクみたいなものも有効ではないかという話も出て、災害が大規模化し、これまでなかったような災害が次々と起こることも多く、それに対応する部隊ができたのは本当にいいことだと思います。車両やモトクロスバイクなどの装備があると、より効果を上げるのでぜひ今後必要ではないかと考えますが、どうでしょうか。

**矢野警備部長** 貴重な御意見ありがとうございます。

まず、日田警察署の部隊ですが、本部から遠隔地にあるということで、自主的に警備部隊をつくったと聞いており、その構成員は機動隊とか幹部機動隊員で、過去に災害警備活動に従事した経験がある隊員を選出しており、過去、機動隊の副隊長をしていた副署長が自ら隊長をしています。

二つ目、災害時の装備ですが、委員仰せのとおり、昨年7月豪雨でオフロードバイクが非常に活躍し、有用だったと聞いています。道路状況が非常に悪いとき、四輪では行けないところに二輪で行き、取り残された住民からのニーズを聞くとか情報収集ができるということで、2台要求しています。

それと、ドローンも情報収集に有用だということで要求しています。同時に、警察官が使うわけですから、ドローンを活用した講習にも参加しています。

**猿渡委員** 分かりました。よろしく願います。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告したい旨の申出があったので、これを許します。①の報告をお願いします。

**生野厚生課長** 警察職員に対する新型コロナワクチンの接種について御説明します。

県警察では、自治体等から急なキャンセルによって生じた余剰分のワクチン接種の申入れがあった場合、優先的接種対象者の接種に支障がないことを確認の上、随時、ワクチン接種を受けています。

本年6月上旬には、東京オリンピック・パラリンピック警備に派遣される職員について、警備期間中に職員が感染した場合の影響や、帰県後の県民への感染リスクの解消を目的に、集団接種を受けたところです。

県警察では、県民の安全を確保するため、引き続き、職員に対しマスク着用や手指消毒等の基本的な感染予防対策を徹底させるとともに、体調不良時の休暇取得等、県民の皆さまへの感染拡大防止対策を徹底していきます。

**鴛海委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**三浦委員** 御説明ありがとうございました。

現時点で警察職員のワクチン接種が何名ほど進んでいるのか。あわせて、今御説明があったとおり、来月からオリンピック・パラリンピックがスタートするわけで、大分県警察へ何名の派遣要請が来ているか、2点伺います。

**生野厚生課長** ワクチン接種について、昨日現在で、警察職員全体で157人です。うち余剰ワクチンによる接種が54人、オリンピック・パラリンピック関係が101人、厚生課に保健師がいるので、医療従事者2人、合計157人です。

**矢野警備部長** 2点目の御質問の東京オリンピック・パラリンピックへの派遣要員は、警備上の支障になるので、大変申し訳ないですが、お答えは控えさせていただきます。

**三浦委員** ありがとうございます。

157人が2回接種されたということでしょうか。

**生野厚生課長** オリンピック・パラリンピックの職員については、現在、1回目の接種で、来週2回目の接種を予定しており、医療従事者の保健師は2回接種しています。

**三浦委員** ありがとうございます。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別にないようですので、これをもって警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

**鴛海委員長** これより、教育委員会関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として高橋議員、平岩議員、小川議員に出席いただいています。

初めに、第70号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について及び第71号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について、一括して執行部の説明を求めます。

**岡本教育長** 教育長の岡本です。本日は皆さま、お待たせして申し訳ありませんでした。

委員の皆さま方には日頃から教育行政の推進に様々な御尽力をいただいていることに改めて厚くお礼申し上げます。

本日は、付託案件2件、県内所管事務調査に対する報告1件、諸般の報告1件について、説明、報告します。

関係事項はそれぞれ担当課長から御説明します。よろしく申し上げます。

**大和教育人事課長** 議案書の42ページをお開きください。

第70号議案大分県立学校職員及び大分県市

町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について御説明します。

委員会資料の1ページをお開きください。

1の改正の内容です。5月1日を基準日とする学校基本調査により、令和3年度の児童生徒数が確定しました。これに伴い、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数も確定したので、条例改正を行うものです。

2の増減の内訳を御覧ください。まず、県立学校関係についてです。高等学校では、参考(1)県立学校関係の左欄にあるように、収容定員数が昨年度から440人減少したこと等に伴い18人の減、特別支援学校では、新設校準備要員の配置等により1人の増、県立中学校は増減がなかったので、合計で17人の減となっています。

市町村立学校関係について、令和2年度にコロナ感染症対策として、国の第2次補正予算を活用して追加配置を行った教員の減少等により小中学校合計で22人の減となっています。

**山上教育財務課長** 議案書の43ページをお開きください。

第71号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について御説明します。

委員会資料の2ページを御覧ください。

1改正内容については、知的障がいのある生徒の職業能力の向上を図るため、専門学科を有する高等部単独の大分県立さくらの杜高等支援学校を設置するものです。

2改正理由については、特別支援学校では子どもたち一人一人が望む進路実現が、新たな課題となっている中、第三次大分県特別支援教育推進計画において、一般就労を目指す生徒の職業教育充実のため高等特別支援学校の新設が示されました。これを受け、県教育委員会では、令和4年4月の開校に向け準備を進めており、令和3年4月の教育委員会において校名が決定されたため、本条例の改正を行うものです。

3施行期日は、新設校の入学者募集選考、開校に係る準備を着実に実施するため、令和3年7月1日としています。

**鴛海委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**麻生委員** 第70号議案に関連し、5月1日を基準日としてやるわけですが、特認校制度——これは市町村教育委員会の範囲で、ほかからどうぞと。地方創生で移住・定住を促進している本県にとって、大都市圏からどうぞという特認校制度ができ得るならば、前提条件が相当変わってくると思います。都道府県を越えた形で募集できるようになるのか。

久住高原農業高校は、今、できるようになっているので、義務制の寄宿舎とか、里親制度とか、いろいろ使いながらできるようになるのか。

選ばれる地域、選ばれる学校、これは今後研究していく必要があります。特認校制度のありようについて、壁を取っ払っていく必要があると認識しているが、県教委、県教委の委員の議論も含め、どういった壁があるか、答えられる範囲で構わないので、何か方向性が出ていることがあればぜひ教えてください。

**武野義務教育課長** 市町村立学校の特認校制度についてですが、現状、県内の九つの市、18校で特認校制度の学校があります。

特認校制度については、各市内の子どもたちが中学校区を飛び越えて学校に行きます。不登校の子どもたちとかが行きますが、市をまたいで行くことにはまだなっていないので、そういったところの整備は今後していく必要があるかと思いますが、設置管理者が市町村立学校なので、その難しさがあると考えています。

**麻生委員** この特認校制度は、今後の地方創生の鍵を握る一つだろうと思うので、ぜひこれは県教育委員会として、委員の皆さんも含めて議論を深めていただき、しっかりした提案をしていただけるとありがたい。

また、当委員会でもこの特認校制度については研究し、国に対しても都道府県を越えた特認校制度のありようを導入できればと思います。

私自身、本県の特認校第1号となった神崎小学校導入の際、北海道まで視察に行った経緯があります。神崎小学校は生徒数を維持し、学校があることにより地域も活性化している。カヤ

ックとかいろんな体験学習でも大人気なので、空き家対策も含めいろんな動きがあり、県下の過疎地域には一つの起爆剤になると思う。学校制度改革の中で、国に対して風穴を開けるような提案ができればと思っているので、よろしくお願いします。

**小嶋委員** 第71号議案に関連し、新しくさくらの杜高等支援学校が東大道に設置されるということで、東大道に聾学校、金池に盲学校がありました。どちらも工事をしているが、新しくできる学校と、聾、盲学校との兼ね合いと言うか、整理が私の中でできていないので、どのように理解したらいいか、御示唆いただければと思います。

**山上教育財務課長** 第三次大分県特別支援教育推進計画に基づいていますが、今、現在の盲学校の敷地に、現在、東大道にある聾学校を移転させる工事をしています。来年4月1日に聾学校は金池に移って、今の東大道の聾学校の敷地内に、さくらの杜高等支援学校を建設しており、さらに第三次大分県特別支援教育推進計画の中で、高等特別支援学校の新設があるので、現在の聾学校を改修してこれから新設校を造る予定で、本年度実施設計の予算の議決をいただいています。

**小嶋委員** 大体分かりました。

理解していないので大変申し訳ないですが、聾学校の校舎を整備し直して、東大道にさくらの杜ができ、金池は盲学校と聾学校が併設されるという理解でいいですね。

**山上教育財務課長** 委員のおっしゃるとおりです。

**猿渡委員** 第70号議案について、さきほど、昨年のコロナの関係で22人の減という説明がありましたが、十分理解できないので、その辺を教えてください。

**大和教育人事課長** 昨年度については、4月、5月の臨時休校で十分な授業ができなかったということで、小学校6年生、中学3年生の各学校最終学年について、学習の機会を確保する目的で、年度途中にコロナウイルスに係る加配が22人認められました。

今年度については、全国的な臨時休校等がなかったことから、このコロナ対策の加配が付かなかったことで、22人分が今年度の定数から落ちたものです。

**猿渡委員** それと、児童生徒の人数が減ったことにあわせた定数減という説明ですが、学校はコロナ禍ということで、特に通常と違う状況があり、先生たちは非常に多忙で、長時間勤務で手が足りない状況があると思います。そういう中で定数を減らすことに対し、私は反対です。

**三浦委員** 第71号議案ですが、正に県内初的高等特別支援学校ということで、とても多くの方が期待をされており、興味を持たれていると思います。

設置学科は産業技術課で、4学級です。100%の一般就労を目指していくということで、我々も過去に北海道等で高等特別支援学校の調査研究もしてきました。

来年4月開校ということで、選考基準であったり、専門の先生、スタッフをどのように確保していくか、本県の産業ニーズに合った先生をどう確保していくかと、保護者がとても期待しているので、県民からの問合せや御意見等はどうなっているか、伺います。

**友成特別支援教育課長** 新設される高等特別支援学校については、昨年度、学校説明会を行った折、いろんな方からの期待を感じています。

この条例が正式に決まったら、学校として設置されるので、今、どんな入試の仕方をするのかとか教育課程についてどんな内容かを、今年からできた準備室で、十分検討しています。

また、開校支援委員会を設置し、校歌とか校章ともあわせて検討しています。

ただ、入試に関しては、中学生がどんな試験があるか十分理解できるように、5月の段階で、こういうことを試験で問うと出題方針という形で、各市町村教育委員会及び各特別支援学校に通知しています。選考日については、受験者が多い場合、どうしても不合格者を出すことがあるので、他の高等支援学校を受験できるよう若干早めに設定され、12月14日を予定しています。



できる限り早めに、どういう試験で、どんな受験をするのか、どんな学校になるのかを説明していきたいということで、夏季休業中に再度学校の入試説明会を実施し、個別の教育相談もやりながら、学校についての理解を深めていくように考えています。

**三浦委員** ありがとうございます。

来年の4月開校で、条例等の兼ね合いもあるのかもしれないですが、今、話を聞く限りだと、スピード感がどうなのかなど。出題方針は5月に出されたということですが、カリキュラムもこれからと。もう少し見える化と言うか、本県の産業ニーズに沿った産業技術課が設置されることが必要ではないかと考えます。

そういった中で、こういった専門の教職員が必要か、既に確保ができているか、これからカリキュラムに沿ってそういった専門の先生を公募をしていくのかとか、その辺が見えてこないの、もう少し分かる範囲で結構なので、御説明いただくと助かります。

**友成特別支援教育課長** 教育課程はほぼ出来上がっています。ただ、正式決定していないということです。

事前にこういったコースにニーズがあるかを把握し、大きく三つのコースを設定するようにしています。ビルや宿泊施設といったクリーンコース、流通・販売コース、調理コースです。そういったコースを設定し、できるだけ子どもたちのニーズに応じて対応していこうと考えています。

専門性が必要になってくるので、今後、教育人事課と十分に連携を取りながら進めていくとともに、必要に応じて外部の専門家を招聘しながら進めていきます。

**猿渡委員** さくらの杜高等支援学校ですが、一般就労を目指す生徒の進路希望を達成するためということで、障がい重い生徒は一般就労を目指さない方もいるかと思えます。そういう生徒についてはどうなるのでしょうか。

**友成特別支援教育課長** これまでも県立特別支援学校において、高等部を設置しています。さくらの杜高等支援学校は、高等部に行く生徒の

中で、特に一般就労を目指す、職業に特化したカリキュラムを構成していますから、委員が言われている重度・重複障がいの生徒については、各地域の特別支援学校高等部の重複障がい学級の中で、一人一人のニーズに応じた教育をこれまでどおり進めていきます。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

**高橋委員外議員** 第71号議案ですが、寮制ではないと聞きました。いろいろ期待されている親、子どもがいますが、例えば、白杵から子どもたちが通うとすると、送迎は誰がするのか。

**友成特別支援教育課長** さくらの杜高等支援学校を設置するにあたり、まず、学校の利便性を非常に重要視しました。

基本的にはこの子たちは一般就労を目指していくので、一人で公共交通機関を使って登下校することを原則にしており、そのため、いろいろな地域から実際に登校が可能かどうかを調べ、可能であろうという判断で、今回、寮は設置していません。

ただ、福祉サービスを利用することも可能だと福祉保健部障害福祉課からも聞いており、そういう要望が出た場合は、どういう対応をするか丁寧に考えていきたいと思えます。

**高橋委員外議員** ありがとうございます。

専門的な職業教育を受け、将来、自立していきたいという子どもたち、親の願いは県下にたくさんあると思えます。今みたいなコロナ禍では、一般の人でもかなり気を遣って公共交通機関を使わなければいけない。そういうところにそういう子どもたちをぽんと出すこと自体、若干危険性もあると考えますが、今後の課題として、入学を希望する子どもたちのため、いい方向にしていければなど。こういう学校を県下にあと二つも三つも造ると言っても、そう簡単にはいかないと思うので、なるべくこの子どもたちがこの学校に通えるような条件整備をお願いします。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに質疑もないようですので、これより採決します。

まず、第70号議案について、本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議があるので、挙手により採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**鴛海委員長** 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第71号議案について、本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、5月11日から6月2日にかけて行った県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明をお願いします。

**加藤体育保健課長** 運動部活動の地域移行の調査研究について御説明します。

委員会資料の3ページをお開きください。

生徒のスポーツ環境の整備と教職員の働き方改革に向け、部活動改革は本県のみならず国全体としても喫緊の課題です。

国では、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行に向け計画を示しましたが、本県では、本年度から県内2地域の中学校1校を対象に、各地域の総合型クラブへ全ての運動部活動を休日のみならず平日も移行し、成果と課題を整理した上で、本県における今後の改革の進め方を調査研究するものです。

具体的には、調査研究校として大分市立野津原中学校、連携する総合型クラブをNPO法人七瀬の里Nクラブ、もう一つを豊後大野市立朝地小中学校とNPO法人朝地フレンドクラブを

指定し、表中のそれぞれの学校に設置している全運動部活動の円滑な移行に向けての調整を進めています。

これまで両校は、教職員、保護者への説明会を終え、クラブ指導者が外部指導者として関わりのあった野津原中学校のテニス部、朝地小中学校の剣道部は、既に総合型クラブで活動しています。残りの部活動については、練習時間や頻度等の詳細な運営計画を策定した上で、各部で活動する生徒や保護者に対して丁寧な説明を行い、段階的に移行していく予定としています。

今後は、関係者や有識者から成る県部活動改革検討会において、調査研究校の状況を協議していきます。

**鴛海委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**吉村副委員長** 1点要望です。

恐らくこの部活動改革の流れの中と思いますが、今、中学校等のスポーツ大会が開かれています。中には、クラブに入っている子は参加できない試合があったり、逆に、クラブの子でも参加できる試合があったり、当然学校現場だけではないですが、混在している状況が見受けられます。もし何か指導とか周知する機会があれば、現場が混乱しないような手立てがあるようなら、ぜひお願いしたいと思います。これは要望です。

大会の開催元によって、当然違って当たり前だと思うので、それがいいとか悪いとかではなく、片や学校だけ、片やクラブだけというのは混乱を招く気がするので、そういった共通認識ができる場があればと思うので、お願いします。  
**加藤体育保健課長** 委員が御指摘のとおり、その点は、今後、部活動が外部移行していく上での大きな課題として捉えています。

全国中学校体育大会——中体連と言われる大会等においては、クラブでの参加はできず、学校単位でしか大会には出られない。高等学校も同様です。

そういう状況の中、地域移行してクラブで活動しておいて、大会のときはクラブで参加でき

ないとなると、大会を目指す子たちにとっても、地域移行は二の足を踏んでしまうことになり、今、言われたとおりです。主催者によって様々ですが、大会参加の間口を広げていく動きも今後は当然必要と考えています。

**吉村副委員長** ありがとうございます。お願いします。

**三浦委員** まず1点目が、野津原中学校のテニス部、朝地小中学校の剣道部は既に移行したということなので、移行した流れを受けて、状況等を教えていただきたいと思います。

もう1点が、これを見ていると総合型地域スポーツクラブがやはり受皿になっていくのかなと見て取れますが、県内18市町村の中では総合型地域スポーツクラブがない市等もあります。スポーツクラブがないところ、しっかりしているところが点在しているので、その辺の濃淡と言うか、市への働きかけとか、市町村教育委員会と県教育委員会として、どのような形でこれを推進しようとしているのか、2点伺います。

**加藤体育保健課長** まず1点目、野津原中学校のテニス部、朝地小中学校の剣道部ですが、この二つの部活動は、今回の調査研究以前から総合型クラブとの関係があるので、調査研究をするにあたり、その他の部活動においても、外部移行に関しては円滑にできるということで始めているので、以前から外部でということで部活動を実施していました。

もう一つの部活動の受皿の問題です。今、委員が御指摘のとおり、この受皿の問題も非常に大きな課題で、現在、本県には43の総合型クラブがありますが、それが全て部活動の受皿になり得るかどうかが。単純に数だけで考えてみても、そうはならない。地域によっても、総合型が充実している地域もあれば、少々厳しい地域もあるとしたとき、やはり将来的には総合型のみならず、受皿として新たに出来上がる団体とかも視野に入れた検討が必要になるかと思えます。

そのようなことも含め、今年度から調査研究をし、方向性をしっかり見据えて対応していきたいと考えています。

**三浦委員** ありがとうございました。

そこで、今言う2点目ですが、県が主導的に市町村教育委員会等に積極的な働きかけをしていくのか、若しくは、市町村教育委員会で進めていくのか、その辺により大きく変わってくると思うので、どういった進め方を検討されているのか。

**加藤体育保健課長** その進め方においても、今後検討していくべきなのかと。県下で濃淡なく進めようという段階においては、恐らく県が市町村に対し、働きかけもしていくようになるでしょうし、その点についても、今回の調査研究の分析結果を予定している検討委員会で、有識者の方々に検討していただき、方向性を見極めたいと考えています。

**原田委員** 今回の県内所管事務調査で、各教育事務所で教員不足の件を尋ねたら、深刻になっている気がしました。今定例会においても、吉村副委員長、県民クラブも質問しました。答弁の中で、岡本教育長はこれを解決するには4、5年かかると答弁されました。

大分大学は教育福祉学部から教育学部に戻し、ホームページを見たら98%の人が就職していて、つまり百三十何人中、ほとんど教員になってはいますが、それでもやはり追いついていないのかなと思いました。4、5年かかると言う言葉に、そんなにかかるのかなと思ってしまいますね。逆に言うと、4、5年現場を我慢させていいのかという話です。

例えば、別府のある小学校では、先生が病休に入って代替を申請しても来ないため、教頭先生が学級担任をしている学校もありますが、とにかく本当に深刻な状況になっているわけです。

4、5年待つだけの取組でいいかという話の中で、この状況を解決するための検討機関をつくるべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

**大和教育人事課長** 教員の確保について、今後、4、5年厳しい状況というのは、大量退職、大量採用が今後4、5年は続くだろうということです。

教員の確保については、これまでも大学への

積極的なPRとか、再任用職員の確保等、努力してきました。

今年度の採用試験については、まだ発表にはなっていませんが、新卒については、昨年も増えている状況もあるので、今後、教員採用試験の受験者が増えてくることを期待しています。

今後、新たな取組ですが、例えば、大学と連携する中で、大学の教育学部の方にもっと教員に興味を持ってもらう取組等についても検討していきたいと考えます。

**原田委員** 岡本教育長が議場でそういう答弁をされましたが、まだまだやれる部分があるのではないかと思います。

例えば、採用から10年でおおむね3地域に行くと、教員に負担を強いるやり方を本県はまだ続けているわけですね。さらには教員採用試験についても、本県と鹿児島県は、臨時講師の方々に対する優遇措置が十分でないと思っています。もちろん、3次までいった人は翌年に1次免除はありますが、他県に比べたら、十分ではないため、少なからず県外に人材が流出していると感じています。

岡本教育長から、他県からもたくさん来ているという話がありましたが、まだ検討すべきところがあるのではないかと考えています。ここで結論云々を求めるつもりはないですが、少なくとも4、5年、現場に我慢させるようなことはしてはいけないという思いを課題として持っていただきたいと思います。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

**平岩委員外議員** 原田委員に関連して、私も教育長が4、5年と言われたとき、本当にショックでした。小中学校で32人、特別支援学校で4人足りていないと言われましたが、ちょうど去年と同じぐらいの人数で、産育休制度等で早めに妊娠が分かった方には事前に付けてくださったりしていても去年と同じなのかと、とてもショックでした。

私が知っている中でも、大分市内で3校ぐらい学級崩壊が起こっている。臨時講師が学校に来られなくなっている状況があるし、残念なことに5月に1人現職が亡くなりましたが、その代替もまだ来ていない状況で、それでもさきほど原田委員が言われたように、教頭や教務主任が学級担任をしながら学校を回している。みんな、子どものためだからといって我慢しています。言葉はきれいですが、本当に大変な状況だと思うし、何とか改善していかなくちゃいけない。それぞれの教育事務所の指導主事たちが順番で学校に入っていくぐらいの覚悟を見せないで、現場はもうもたないなという気もするので、御検討いただきたいと思います。

**小川委員外議員** そのほかでいいですか。

**鴛海委員長** はい。

**小川委員外議員** 高校再編を終え、10年近くになるのではないかとと思いますが、現状で課題等があるのかどうか、抽象的で申し訳ないですが、教えていただきたい。

また、再編後に新たに久住高原農業高校がスタートしたりとかがあるので、そういったところの状況、課題等があるなら教えていただきたい。

また、今年はオリンピック・パラリンピックの年で、例年だと、インターハイや国体が重なる時期になると思いますが、時期はいつ頃になるか、また、開催県はどこなのかなどについてもお聞かせください。

**三浦高校教育課長** 高校再編についてお答えします。

高校再編が終わって数年たちました。各学校では地域で選ばれる学校になるため、魅力、特色を地域にアピールしたり、学校のプログラムをいろいろ考えたり、地域と連携したり、そういう活動に取り組んでいます。ただ、残念ながら欠員がある学校もあるので、それについては今年度、公立学校と私立学校の話合いがあるので、それを契機に今後の方向性について考える機会があると考えています。

それから、久住高原農業高校については、久住校から久住高原農業高校という単独校になり、

全国募集も行う状況になってきました。おかげで全国からの生徒募集は徐々に増え、この春には11人の生徒、県境の生徒も含め13人の生徒が県外から寮に入っています。この流れをしっかりと盛り上げながら、選ばれる学校という形で支援していきたいと思えます。

**加藤体育保健課長** もう一つの御質問で、インターハイと国体の件ですが、インターハイについては、今回は北信越大会ということで、福井県を中心に開催される予定で、開催は7月末からです。

国体については、今年は三重県で開催予定で、開催時期は9月末から10月にかけてです。

国体の場合、九州予選となる九州ブロック大会が開催されますが、既に夏季大会については開催しており、開催地は福岡県を中心に開催している状況です。

**小川委員外議員** 久住高原農業高校は、今お聞きしたら、近隣を含めると県外からも13人で、非常にびっくりしましたが、他県にはそういう農業の専門校がないから来ているのか、あるいはほかの状況で来ているのか、その詳しいところを教えていただければありがたい。

それから、インターハイと国体については、コロナの関連で中止になるとかが仮にあるのか、教えていただきたい。

**三浦高校教育課長** この春、久住高原農業高校に入学した生徒たちの内訳ですが、全国幅広く、東京都、神奈川県、千葉県、大阪府、愛知県、兵庫県、福岡県、長崎県と、かなり広いエリアに至っています。特に昨年度はコロナ禍の中、福岡市のd o t. (ドット)へ説明会に行っていますが、何人かの御家族が聞きに来たり、東京等でもかなり関心があると。

久住高原農業高校については、農業留学というキャッチフレーズで、久住高原の美しい山をバックに学んでみませんかというPRもかなり好評のようで、そういう環境の良さを売りにしながら、中身をしっかりと磨いていきたいと思えます。

**加藤体育保健課長** コロナ禍での大会実施については、現在、インターハイの主催である全国

高体連、そして、国体の主催であるスポーツ庁、日本スポーツ協会、三重県は、現在、開催の意向を示していると。ただ、感染状況が厳しくなれば、もちろん開催についての可否の議論にはなろうかと思っています。特に国体においては、三重県で緊急事態宣言等になった場合は厳しいのではないかという報道は確認しています。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部から報告したい旨の申出があったので、これを許します。①の報告をお願いします。

**大和教育人事課長** 教職員の処分について御報告します。

委員会資料の4ページをお開きください。

1の被処分者ですが、県内の公立中学校に勤務する40歳代男性教諭で今年度4月に正規職員として採用された者です。

2の処分内容ですが、令和3年6月11日付けで免職処分としました。

3の事案の概要ですが、同教諭は、臨時講師であった平成30年3月から令和3年3月までの約3年間、元教え子である女子生徒と淫らな行為を複数回行ったものです。

4の処分理由ですが、同教諭の行った行為は、正規職員の採用前のものであるため、地方公務員法上の懲戒処分の対象とはなりません。しかしながら、生徒に対して社会の規範を教諭す立場にあり、高い倫理性が求められる教育公務員としてあるまじき行為であり、条件付採用期間中である同教諭を引き続き任用しておくことが適当でないと認められるため、免職処分としたものです。

**鴛海委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**麻生委員** 明らかに淫行、刑事事件ですが、拘留状況、立件状況、刑事罰状況と言うか、そのあたりの事実報告をまず求めます。

**大和教育人事課長** 本事案については、法に抵

触する可能性が高い状況でしたので、5月25日に教育委員会から警察に情報提供、報告しています。その後の捜査の状況は、まだ詳細には把握できていません。

**麻生委員** まだ捜査段階という認識ですが、その段階で処分したのが、隠蔽のように感じてしまいますね。

一番の問題は、処分理由で、採用される前の条件付採用期間中だからこういう処分だと。正規だったら大変ですし、また、もっと言うと採用がおかしいと。何でこんな人を採用したんだと。採用そのものがおかしいからこんな事件が頻発しているわけで、そこに対する県教育委員会としての反省の弁が全くないので、採用そのものについて今後どう改善していくか、お示してください。

**大和教育人事課長** 当該教員については、今年度4月に正規採用になっていますが、今回、こうした行為が採用前の行為であったため、地方公務員法上の懲戒免職にはできませんでした。

採用自体に問題があったのではないかということについては、現実的に採用の時点で、将来不祥事を起こす職員かどうかを見極めるのは難しい問題であるとは思いますが、面接試験の評定項目の中には、教育者として必要な倫理観を備えているかという項目もあるので、今後、面接試験でその点はどのように確認していくべきか、どういう質問を行えば有効かしっかり研究していきたいと思えます。

**麻生委員** ここでいろいろ言っても仕方ありませんが、見抜けなかったのは事実で、そこをしっかりと反省し、改善していくことを求めています。

さきほどの平岩議員の話で、大分市内で3校学級崩壊があるという事実が、この委員会ですら、委員会としても県教委としても放任することは許される案件ではないので、現にそう陥ってしまっている事実があるなら、大変です。

それも含め、メンタル的な強さとか、教職員として求められる採用基準や、スキルアップ研修等も含めて、こういった取組をしたかについ

て報告を求めています。これはもうここで結構です。

**猿渡委員** 淫らな行為と言いますが、性暴力という表現が適切ではないかと思えます。性暴力の根絶に向けた指針を見ると、盗撮、トイレや着替えをのぞく、性的な冗談、からかいというのも性暴力に入っています。

淫らな行為という表現がどうなのかという気もしますが、再発防止に向け、どうしていくのが今の説明の中になかったです。新聞記事とかを見ると、SNSで連絡を取り合うことを2012年から禁じていると。連絡を取り合う必要がある場合には校長の許可を得るとありますが、もう3年間もこういうことが行われていたのは、生徒が誰にも相談できなかったという問題があると思えます。相談体制とか、何で3年間もこういうことが続いたのかを教育委員会としてどう受け止め、こういうことを起こさないようどうしていくかというのがいると思えます。相談しやすい体制、誰かに相談できる体制がいると思えます。

その辺のところ、この時点からもう2週間余りたっていますが、説明が何も無いのはおかしいと思うので、今後どのようにしていくのか、改善に向けての考え方を聞かせてください。

**大和教育人事課長** 再発防止策ですが、今回の事案を含め、近年発生したスクールセクハラが多く、教員と児童生徒との間でメールやSNSのやり取りからエスカレートした事案です。

さきほど委員が言われたように、これまでも教職員から児童生徒個人への携帯電話等へメールを送ったり、通話をしたりすることは禁止していましたが、それが徹底できていなかったということで、今回、改めて教職員と児童生徒がLINE、SNS等で連絡を取り合うことを禁止して、公務上必要があって、ほかに連絡手段がない等、やむを得ない場合は学校長の許可を受けるという手続を決めました。あわせて、県内の公立学校に対し、スクールセクハラに関する緊急研修を行うよう指示しました。

**川野人権教育・部落差別解消推進課長** スクールセクハラ相談窓口、防止対策についてです。

当課ではスクールセクハラ相談窓口を平成15年から持っており、専門の相談員を配置しています。県内のいろんなところから相談がありますが、毎年、小学校4年生以上の子どもたちに防止啓発のカードを配布しています。小学校低学年用と中学生以上にカードを分け、そこにはスクールセクハラとはこういうものだと分かりやすく表記し、その裏には相談窓口を明記し、全員に配っています。本年度は来月配布予定ですが、まず子どもたちにそういう窓口を知らせる。それから、全ての学校に相談窓口、相談の担当者を置き、保護者に告知するようにしています。

昨年度は相談窓口に関する相談件数は13件で、スクールセクハラに関するものは2件です。近年で見ると、相談件数はスクールセクハラではない相談の方が多いですが、関係課と連携を取りながら解決に向けてやっています。スクールセクハラに関係するものについては、こちらで受けたら、それぞれ市町村であれば市町村教育委員会等々と連携しながら行っています。

そこから解決に向かうことになればいいですが、相談の件数はそんなに多くはありません。夜間相談も特別週間を設けながら実施しています。実際、電話より、今はメールが非常に多くなっているので、メールであれば24時間受けて、夜中のメールは次の日しか見られませんが、すぐに対応するようにしています。

さきほどの教育人事課からの通知を受け、我々も教職員にしっかりその内容を周知するよう、見やすくした研修用の資料を作り、本日、それぞれの学校に配布し、必ず研修するように指示しています。

**猿渡委員** なぜ3年間もこういうことが続いてきたのか検証しないといけないと思います。何か言える範囲であったら。

**大和教育人事課長** 今回の事案については、3年間わいせつ行為が行われていましたが、強制的に行われた行為ではなかったということで、被害生徒側からそのような申出がなかったということです。

**猿渡委員** 本当に深刻な事例だと思うので、本

当に教訓をいかしていかないといけないと思います。今後具体的にいかせるよう、よろしくお願いします。私たちも一緒に考えて取り組んでいきたいと思っています。

**麻生委員** 今の答弁を聞いて、びっくりしましたが、教育長、これは明らかに刑事事件ですよ。本来なら子どもを守るという意味で、親が刑事告発をするのが当たり前でしょうけど、県教委として刑事告発する意思があるのか。それくらいやらないと、3年間何をやってきたんだ、ぼうっとしていたと、自ら改善しようとする意思が全然ないと受け取れるわけで、教育長の考えを聞きます。

**岡本教育長** 私どももこの事案の報告を受けたとき、非常に重大——こんなことが起こるのかという受け止めでした。被害女性の意向を聴き、その意向を伝えながら、直ちに警察に情報提供しています。

**麻生委員** 被害者が未成年というのを十分配慮しながらの対応だということで、その思いにしっかりと対処していくことを強く求めます。

**岡本教育長** 私も受け止めているつもりです。

**吉村副委員長** 今、麻生委員、猿渡委員からもありました。国会でもわいせつ行為をする教員を二度と教壇に立たせないという議員立法も成立しています。これは職業選択の自由であるとか、そういった憲法の壁で成立できないと言われたものであったが、それ以上に教員のわいせつ行為は非常に重大だということで、議員立法で成立させた内容だと私は認識しています。

実効性が多少弱いとか、いろんな話もありますが、国でも問題視され、議員立法で押し上げ、成立したその直後にこういった問題が本県で発生するという、タイミングの問題かもしれませんが正に重大な問題だと思っています。

このわいせつ行為をなくし、この法律が今後どういった実効性を持つかはこれからだと思いますが、しっかりその動向も見ながら、こういった方が、もう一回受験して採用されたとかいうことがあっていいのだろうかという気もするし、当然その部分もしっかり連携を取りながら再発防止をお願いしたいと思っています。これ

は要望です。答弁は結構です。

**鴛海委員長** 要望です。しっかりやってください。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

**高橋委員外議員** 私も元教職員として、こういう話が出ると、いつもすごく残念な気持ちと同時に、子どもに対する非常に申し訳ない気持ちがあります。

県内公立中学校の40歳代男性教諭としていますが、免職になっているから、当該校の子どもたちは誰だと分かるんですね。子どもたちに対する今後のケアは今どうなっていますか。

**鴛海委員長** 質問の趣旨がよく分かりません。

**高橋委員外議員** 被害のあった子どもも含め、学校の子どもたちに対するフォローは今どうなっていますか。

**渡辺教育次長** こういった事案が発生すると、内容が内容なので慎重に対応しています。

市町村教育委員会とも連携し、状況を聴きながら、必要に応じ、スクールカウンセラー等の派遣もしながら対応しています。

**高橋委員外議員** その子だけでなく、その周りの子どもたちに対する影響も非常に大きいと思います。多感な中学生ですから、これから大きな影響を与えると思うので、そこら辺のフォローと言うか、事が大げさになってはまずいと思いますが、十分配慮が必要だと思います。よろしくをお願いします。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**重親教育改革・企画課長** すみません、資料がなくて口頭での説明で大変恐縮ですが、先般の5月26日に行われた参考人招致で、コロナに関して高等学校PTA連合会等から要望をいただいているので、網羅的ではないですが、対応状況の進捗等もあったので、少し時間を頂戴し、

説明します。

まず、PCR検査、抗原検査を拡充してほしいという要望がありました。

これについては、現在、PCR検査は保健所の指示に基づいて対応していますが、昨今の感染状況の落ち着き等々もあるかと思いますが、最近の対象を広めにと言うか、積極的なPCR検査が行われていると感じています。加えて、簡易診断キット——15分程度で結果が分かる診断キットを各県立学校等々に配備しています。実際にPCR検査の対象にならなかった生徒、教職員等に対し、活用された例もあるので、引き続き、このような対応で進めていきたいと思っています。

次に、学校におけるワクチンの集団接種を実施してほしいという要望がありました。

これについては、先日22日に、文部科学省と厚生労働省の連名で、学校での集団接種は基本的には推奨しない。個別接種が基本である旨、通知がありました。その趣旨は、学校で集団接種を行うと、同調圧力と言うか、事実上の強制力が働くという懸念だったり、あくまでも任意の接種なので、希望しない生徒に対する差別、いじめが想定されるとか、子どもは特に副反応が起りやすいという情報もありますが、そういった副反応が出た際の対応について懸念があるため、学校での集団接種ではなく、かかりつけ医等々での個別接種を推奨するとなっています。

ただ、自治体の状況によっては、学校での集団接種をする必要があるかと思うので、そういった場合は必要な体制整備を行うことを条件に実施してよいとなっています。

続いて、教員や生徒へのワクチン接種の優先順位を繰り上げてほしいという御要望があり、県として受験や就職活動を控える高校3年生に対し、高齢者に次ぐ3番目の優先順位のグループでワクチン接種できるよう方針を表明し、現在、実施に向け、必要な調整等々を行っています。

続いて、スクールカウンセラー等、教育相談の需要増に対応してほしいという要望があり、



これに関しては、例えば、コロナでクラスターが発生した学校だったり、そこまでいなくても多くの検査者が出た学校に対し、学校や市町村教育委員会の求めに応じ、スクールカウンセラーの緊急派遣を柔軟に対応しています。

続いて、コロナ差別やいじめの根絶に向け、対応してほしいという要望がありました。

これについては、感染者が出た学校、市町村教委に対し、まずは個人の特定につながらない、また、感染者に対する誹謗中傷が起こらない配慮を行っていただくよう都度お願いしており、実際そのような事案が起こっているかどうかフォローしています。

続いて、タブレット等を使ったリモート授業を推進してほしいという要望がありました。

これについては、県立高校も含め、1人1台端末は整備済みです。今般のコロナ禍において、例えば中学校で、学校全体を臨時休業した際、双方向のオンライン授業を行った例もあり、県立高校も含め、ICTを積極的に活用いただきたいと思っています。県教委としても、実際にICT機器を動かすとき、難しい問題があれば、ICT支援員という形でサポートもできるので、リモート授業を現場がうまく使えるようにサポートしていきたいと思っています。

続いて、二重マスクを推奨していることについての問題について要望がありました。

二重マスクについては、効果について様々な研究があることは承知していますが、県全体の方針も踏まえ、密になる場面での二重マスクをこれまでお願いしていました。

ただ、現在は感染状況も踏まえ、また、熱中症が危惧される季節なので、不織布マスクを正しく装着する、鼻の針金のところをしっかりと隙間なく着ける意味での正しい装着や、息苦しいときは適宜外すことを指導してくださいと現場にお願いしています。

最後に、教員用タブレット端末を整備してほしいという御要望がありました。

これについては、県立学校については、6月中には教員1人1台の端末が整備できる見込みとなっているところです。

以上、駆け足でしたが、コロナ対応の進捗について御報告しました。今後も引き続き、現場の状況をよく踏まえながら、可能なことはスピード感を持って対応していきます。

**鴛海委員長** ありがとうございます。

今、重親教育改革・企画課長から参考人招致の際の要望事項について説明がありましたが、これについて何か御意見はありませんか。

**麻生委員** ありがとうございます。

学校での集団接種について、国から通知がありました。なるほどなという認識です。県内で児童生徒に感染者が出ていますよね。児童生徒の感染状況、症状とか——ほとんど無症状だったり、熱が出ただけとか言われているが、実態がなかなか伝わってこない。児童生徒の感染の場合、重症化リスクもないから接種するより感染した方が楽とかいう話もあるようで、私らは専門家ではないので分からないから、学校医の代表、あるいは、藤内福祉保健部理事兼審議監とかから、もっとメッセージ性のある形でお伝えいただくと、みんな安心するかなという気がします。

その辺は少し工夫していただくと同時に、高齢者はもう接種しているから大丈夫かなという気もしているが、高齢者が同居家族にいて、念のため子どもにも接種をしたいという方もおられるかもしれないので、そういった御家庭に、学校医やかかりつけ医は誰だとかいう情報提供が大事になってくると思うので、要望しておきます。

**重親教育改革・企画課長** ありがとうございます。

今後、高校生も含め、ファイザー製は12歳以上になっているので、中学生等の接種も進んでくると思います。委員が御指摘の点、メッセージの発し方について、県教委としても工夫して対応していきたいと思っています。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** なければ、委員外議員の方で何かありませんか。

**平岩委員外議員** 何度もすみません。

要望になるかもしれないですが、今回の一般質問で高校の定員内不合格の課題が出て、教育長は直近5年間で平均15.8人、定員内不合格を出していると言われましたが、内訳として、何年に何人か、5年間分もし分かったら教えていただきたいと思います。

きっと現場の方たちからしたら、学び方が乏しいとか、入ってきてからの勉強についていくのが大変だという認識もあるかもしれないですが、全国でも定員内不合格を出していないところが16都道府県あるということで、少しそれに向け、進んでいくことができると思います。お願いします。

**岡本教育長** それでは、申し上げます。

令和3年が20人、令和2年が9人、平成31年が18人、平成30年が20人、平成29年が12人という状況で、年度ごとにばらつきが見られます。

議場でもお答えしましたが、若干補足します。平岩議員がおっしゃる16都道府県——全て受け入れる方針を採用している都道府県でも、福岡県のように、定員に達していなくても不合格という判定をしている県はあります。

本県でも、今申したような定員内不合格者を出している状況ですが、実態を見ると、試験自体の点数や、内申点数が極端に低い受験者がいます。加えて、二次試験の面接に無断欠席してそもそも来ない、試験が成立しない受験生もいれば、志望動機は何なのかなど、入学にあたり面接官がいろいろ質問しますが、全く答えが返ってこないような受験者がいます。そういう生徒をあえて合格にする、引き上げることは、果たしてこれから3年間、高校で勉学する必要がありますが、教える側は努力すればいいのかもしれませんが、本人がそもそもついていけて卒業できるかと考えると、難しいかなと考えています。

**平岩委員外議員** ありがとうございます。

背景が少し分かって、いろいろ考えますが、学び直しをするチャンスはどこかになければいけない。私は、定時制、通信制の生徒をよく見ているのですが、中学校からの学び直しを先生たち

が丁寧に教えなければいけない状況で、でも、3、4年間の中でやはりたくましくなって、社会に出て納税者になるという目標もあるので、またここはいろんな論議ができると思いますが、よろしくお願いします。

**猿渡委員** そのほかでいいですか。

**鴛海委員長** はい。

**猿渡委員** 時間がないので、端的に1点だけ。

コロナ禍でいろんな学校行事の実施が難しい状況があって、修学旅行が延びていたりしますが、そういう行事をどうするかを決めるにあたり、子どもたちの意見がどの程度出されて尊重されているのかが気になっています。

子どもたちの意見を聞いたり、話し合ったりしながら決めていくことも必要ではないか。大人が決めたことに従うだけではなく、意見を出し合うことにより、行事の在り方等も納得がいくものになるのではないかと思います。その点いかがでしょうか。今後に向けても、そういう方法を持っていたらと思いますが。

**武野義務教育課長** 行事のことについて、昨年度、修学旅行に関して、例えば、小学生1泊2日を県内で決めたとき、大分市内の小学校では、子どもたちが県内のいろんな地域を調べ、自分たちで行き先を決めたことがありました。

中学校においても、県内のどこに行くかについてプレゼンし合いながら、みんなで行き先を決めた学校があったので、特にこのコロナ禍で、なかなか県外に出ることができない中、日頃の地域学習とか総合的な学習等も含め、自分たちが学習したことを活用しながら、行き先等を決めていくといったこともしています。

また、運動会等においても時間が短縮されていますが、特に中学校等は、その中でどの競技をするのかも、生徒会が中心となって自分たちで選択するといったこともされています。

**猿渡委員** 分かりました。ありがとうございます。今後ともよろしくお願いします。

**三浦委員** 平岩議員の定員内不合格の関係で、教育長の話で気になる点があったので、答弁は必要ないので、要望します。

過去5年で79人ですね。試験の点数も非常

に難しい、内申点も非常に低いと。面接の際も来ないとか、志望動機が見当たらないとかという子の方が逆に気になるので、こういった子がどうなっているかという追跡調査と言うか——私立高校に行っているとかであれば安心するが、こういった子の行き先をしっかりと把握していただきたいとお願いします。

**鴛海委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** ほかにないようですので、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔委員外議員、教育委員会退室〕

**鴛海委員長** これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてです。

今回の委員会では日程や行き先等を判断するのは難しいため、引き続き状況を注視し、次回の委員会でまた協議したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** それではそのようにします。

最後に、県内調査についてです。学校現場の調査ができていませんので、こちらも状況を注視しながら、可能であれば現地調査を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** それではそのようにします。その際、詳細は別途御連絡します。

最後に、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**鴛海委員長** 別にないようですので、これをもって委員会を終わります。

お疲れさまでした。